ト　技能実習生に対する母国語電話相談の実施
チ　監理団体及び実習実施機関との連絡協議会の開催
　地方において、監理団体及び実習実施機関に対し、技能実習制度に係る情報提供、指導等を行うための連絡協議会を開催する。
リ　関係行政機関との会議等の開催
　中央及び地方において、関係行政機関との連携を図るための会議等を開催する。
⑶　厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする職種拡大推進事業を職種拡大推進事業実施機関に委託して実施する。
イ　技能実習評価試験の整備に関する相談及び申請に係る各種支援（２の⑶）
ロ　帰国した技能実習生を対象とするフォローアップ調査
ハ　不正行為認定時等の実習継続支援の実施（10の⑵）
ニ　地域社会における日本人と技能実習生との共生等に関する好事例の収集等
ホ　技能実習生の母国語による修得技能の書面の整備等
⑷　制度推進事業実施機関は、制度推進事業の効果的な推進が図られるよう、次に掲げる事業の実施に努めるものとする。
イ　モデル労働条件通知書の作成及び普及
　実習実施機関において適正な労働条件通知が実施されるよう、モデル労働条件通知書を作成し、その普及を図る。
ロ　日本語教育支援の実施
　監理団体及び実習実施機関が実施する日本語教育に対し、支援を行う。
ハ　福利厚生事業の実施
　技能実習生に対し、地域との交流事業等の福利厚生事業を実施する。
ニ　教材の支援等
　教材、標準カリキュラム、技能実習計画に係る助言、支援、各種相談等を実施する。
⑸　厚生労働省は、制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関の名称等を毎年度公表する。

12　その他

厚生労働省は、技能実習制度の実施状況について、定期的に、関係審議会に対し報告するものとする。

附　則

この基本方針の改正は、平成27年４月１日から適用する。

別表

技能実習２号移行対象職種　71職種130作業

1　農業関係（２職種６作業）

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

2　漁業関係（２職種９作業）

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業作業
養殖業	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3　建設関係（21職種31作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業